

- ・役員について、横山理事、風間理事の退任の意向を踏まえ、円滑な財団運営確保のため、評議員会において、役員等候補者選考委員会を速やかに設置し、役員の選任を実施する。
- ・役員等候補者選考委員会の設置に向け、下記の件について、当財団定款第21条の規定に基づき評議員会に提案し、当財団の評議員全員の同意を求める。

## 記

### 評議員会の決議事項

提案する議案	主な内容
公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等候補者選考委員会 設置要綱	役員等候補者選考委員会の設置及び運営について
役員等候補者選考委員会委員の選定	役員等候補者選考委員会委員の候補者名簿

## 【参考】

### (決議の省略)

#### ○定款 第21条

理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

### (評議員会の決議事項)

#### ○評議員会運営規程 第7条

評議員会は、次の事項を決議する。

十一 重要な事項として理事会が評議員会に付議した事項

#### ○定款 第16条

(10) 重要な事項として理事会が評議員会に付議した事項